

別表(第2条関係)

占有物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	1,000円
	第2種電柱		1,600円
	第3種電柱		2,200円
	第1種電話柱		930円
	第2種電話柱		1,500円
	第3種電話柱		2,100円
	その他の柱類		72円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	10円
	地下電線その他地下に設ける線類		5円
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	700円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	480円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,400円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	4,400円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,400円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	48円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190円
	外径が0.4メートル以上		480円

	1メートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの				950円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	5円
			その他のもの		10円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	1,100円	
	その他のもの		上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	700円
			地下に設けるもの		480円
	その他のもの				1,400円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年		1,400円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日		60円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月		440円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板で電柱類に添加する広告物		表示面積1平方メートルにつき1年		3,080円
	看板(上記のもの及びアーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月		440円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年		4,400円
	標識		1本につき1年		1,100円

	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき 1日	44円
		その他のもの	1本につき 1月	440円
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき 1日	44円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき 1月	440円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	4,400円
		その他のもの		2,200円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	工事用板囲 工事用足場 工事用詰所等	占有面積1平方メートルにつき 1月	440円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	仮設店舗 仮設建築物		140円	

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電

線(当該電話柱を設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 表示面積、占用面積又は占用物件の面積にあつては0.01平方メートル未満の端数を、長さにあつては0.01メートル未満の端数をそれぞれ切り捨てて計算するものとし、この計算は占用物件1個ごとに行う。
- 6 占用料の額が年額をもって定められているものにつき占用期間が端数の月が生じたときは、その分を月額で計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 7 占用料の額が月額をもって定められているものにつき占用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときの当該期間又は端数に係る占用料の額は、当該期間又は端数が16日以上1月未満のときは1月分の額、15日以内であるときは1月分の半額とする。
- 8 祭礼、縁日等の際し、一時的に道路を占用する露店の占用料については、10円未満を切り捨てるものとし、別に清掃料を徴収するものとする。